

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2017年10月27日
【会社名】	株式会社 東芝
【英訳名】	TOSHIBA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 綱川 智
【本店の所在の場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-4511
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝浦一丁目1番1号
【電話番号】	03-3457-2148
【事務連絡者氏名】	法務部法務第一担当グループ長 篠崎 俊司
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

2017年10月24日開催の当社臨時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2017年10月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 第178期（自2016年4月1日至2017年3月31日）計算書類承認の件

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役として、網川智、平田政善、野田晃子、池田弘一、古田佑紀、小林喜光、佐藤良二、前田新造、秋葉慎一郎、櫻井直哉を選任する。

第3号議案 子会社株式譲渡契約承認の件

第3号議案に対する修正動議

株主から、上記原案に対し、子会社株式譲渡の内容を変更するよう修正動議が提出された。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個) (注) 1	本総会出席株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権(個)	可決要件	決議の結果	賛成の割合	反対の割合
第1号議案	2,577,122	333,933	10,576	7,767	(注) 2	可決	87.97%	11.40%
第2号議案								
網川智	2,526,914	371,174	23,596	7,767	(注) 3	可決	86.26%	12.67%
平田政善	2,527,335	370,752	23,596	7,767	(注) 3	可決	86.27%	12.66%
野田晃子	2,549,848	348,241	23,596	7,767	(注) 3	可決	87.04%	11.89%
池田弘一	2,738,586	159,501	23,596	7,767	(注) 3	可決	93.48%	5.44%
古田佑紀	2,550,038	348,051	23,596	7,767	(注) 3	可決	87.05%	11.88%
小林喜光	2,739,143	158,944	23,596	7,767	(注) 3	可決	93.50%	5.43%
佐藤良二	2,550,414	347,674	23,596	7,767	(注) 3	可決	87.06%	11.87%
前田新造	2,739,389	158,698	23,596	7,767	(注) 3	可決	93.51%	5.42%
秋葉慎一郎	2,769,337	83,754	23,596	7,767	(注) 3	可決	96.01%	2.90%
櫻井直哉	2,822,900	75,187	23,596	7,767	(注) 3	可決	96.36%	2.57%
第3号議案	2,896,930	14,324	10,402	7,767	(注) 4	可決	98.89%	0.49%

(注) 1. 当社では、議決権行使書面に棄権欄を設けておらず、また株主総会当日において棄権票を数えることはしておりません。ただし、議決権の不統一行使を行う株主等で棄権の意思が明示された場合に限り棄権票として取り扱っています。

- 出席した株主の議決権の過半数の賛成です。
- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- 第3号議案につきましては、修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、修正動議が成立する余地がなくなったため、議決権数は集計しておりません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び委任状により出席した株主等のうち賛否を確認できたものにより、すべての議案について、可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立することが明らかになったため、委任状により出席した株主等のうち賛否を確認できたものを除く本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は、各項目の議決権数に加算しておりません。

また、賛成又は反対の割合については、本総会当日出席株主のうち賛否を確認できなかった株主の議決権数も分母に加算して計算しています。本総会当日出席株主の議決権数は、最初の議案の審議を開始した時点のものであり、それより前に退場した株主の議決権数は減算しています。

以上